

第三十二号様式の二(令第百二十九条第九項の規定による届出書の様式)(第二十九条の二関係)

届出書

公職選挙法第百九十七条の二第二項の規定により報酬を支給する者を次のとおり届け出ます。

何年何月何日

何選挙管理委員会委員長(中央選挙管理会委員長)氏名あて

何選挙候補者 氏
(参議院名簿届出政党等の名称)

記

氏名	住所	年齢	性別	使用者の別	使用する期間	備考

備考

- 一 「使用者の別」の欄には、選挙運動のために使用する事務員にあつては「事務員」と、専ら公職選挙法第百四十二条第一項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者にあつては「車上運動員」と、専ら手話通訳のために使用する者にあつては「手話通訳者」と、専ら要約筆記(同法第百九十七条の二第二項に規定する要約筆記をいう。)のために使用する者にあつては「要約筆記者」と記載するものとする。
- 二 公職選挙法第百五十一条第一項第二号イ又はロに掲げる者が同条第二項の政見の放送のための録画をする場合において、その者が同法第百九十七条の二第二項の規定により専ら手話通訳のために使用する者に対して報酬を支給するときは、「使用する期間」の欄に、同法第八十六条の四第一項、第二項、第五項の規定による届出のあつた日から当該選挙の期日の前日までの間のいずれかの日(その日に使用する者が当該専ら手話通訳のために使用する者を含め五十人を超えない日に限る。)を記載し、「備考」の欄に「公職選挙法施行令第二百二十九条第七項に規定する場合である」と記載するものとする。
- 三 既に届け出た者につき、その者に係る使用する期間中、その者に代えて異なる者を届け出る場合においては、その旨を「備考」欄に記載するものとする。
- 四 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。